委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事•市区町村長等 | |
|------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| | ○ 知事 | ● 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 兵庫県 | |
| 3. 市区町村名 | 香美町 | |
| 4. 届出番号 | 7 | |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 108-6 | |
| 6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス | http://www.town.mikata-kami.lg.jp/w | /ww/contents/1416375856386/index.htm |

執行機関名 香美町長

心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|------------------------------------|--|--|
| | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 兵庫県心身障害者扶養共済制度に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 84 | |
| ③番号法別表第2の項 | 108 | |
| ①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分 | | 香美町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 2 町長の項 兵庫県心身障害者扶養共済制度に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条 | 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な | 第1条 この条例は、 <u>心身障害者を扶養している者</u> の相互扶助の精神に基づき兵庫県心身障害者扶養共済制度(以下「共済制度」という。)を設け、心身障害者を扶養している者が死亡し、又は身体に障害がある状態となつた後において心身障害者に年金を支給することにより、 <u>心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図る</u> ことを目的とする。 |

| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が 処理する事務を定める規則 |
|-------------------|--|---|
| 2. 準ずる法定事務の具体的な | よ事務内容と提供を求める特定個人情報等 | |
| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 | 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例第7条 |
| ②事務の内容 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る <u>事実についての</u> 審査に関する事務 | 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例第7条の掛金の免除の申請に係る知事に提出される書類に記載された事項の <u>事実についての審査に関する事務</u> |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二省令 55 条 項 1 号 1 | 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第5条第1項第2号·第3号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情 報 | 当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 |
| 特定個人情報2 | | • |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ | 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第5条第1項第1号 |

| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
|-------------------|---|---------------------------------------|
| ③提供を求める特定個人情 報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 |

| 備考 | ・当該事務は、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)による事務処理特例制度を活用しており、兵庫県心身障害者扶養共済制度条例及び同施行規則を根拠に、当市(町)は、申請に係る事実についての審査の一環として、申請に係る知事に提出される書類に記載された事項の事実確認の事務を処理している。 |
|----|--|
|----|--|